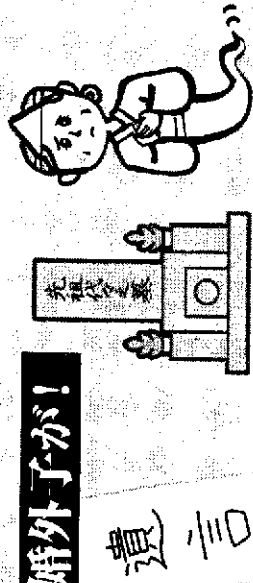


ワケあり人生の

80代の父に愛人と婚外子が!



遺言

相続対策

相続のトラブルは、家族の数だけあると言われる。身内ならではの思いも絡むだけに、なかなか厄介だ。そこで、とりわけワケありの人の相続事例を取り上げ、専門家からアドバイスをもらった。争族、から学ぶ防衛法とは――。



金

50代の二子一弟に親は財産のほとんどを...

物欲しげな姪たちよりNPOに残したい

「大作戦」

「もい」
それでも、弟かわいさに母親がこの遺言をゴリ押しした場合、Aさんは弟に対して遺留分(母親の遺産の4分の1まで)を請求できる。Aさんには1億3千万円のうち、3250万円を受け取る権利があるわけだ。
ただし、「こうしたケースでは、弟がAさんの遺留分を減らすために母親の財産を隠匿すること

ケース2 全額寄付したいおひとりさま女性

関東在住のシングル女性Bさん(70代)は、10年前から自立型の老人ホームに入居し、友人との旅行を楽しんだりして気ままなセカンドライフを送ってきた。しかし、3年前に年子の姉が亡くなり、自身の終活を意識するようになったと話す。
Bさんは不慮を過ぎたころから一生結婚しないだろうと思うようになり、

があるので注意が必要ですよ」(橋さん)。
仮に今後、母親が認知症や要介護状態になったとしたら、「これだけの財産があるのだから、介護費用は当然、母親の預金で賄うべき。さらに、弟に財産隠し。をされないように、多少コストはかかっても母親に対して成年後見制度を利用したほうがいかもしれない」(橋さん)。

ケース1

死ぬまで誰にも迷惑はかけたくないと、60歳までは公務員として働きながら相応のお金をためてきた。両親はとうの昔に亡くなり、身内といえば姉の子どもである姪の2人だけ。ただ、姪たちとは交流がなく、姉の葬儀で顔を合わせたのは、実に20年ぶりだった。
にもかかわらず、「叔母さんの着物 高そう。

二子一弟を溺愛する母親

首都圏在住の上婦Aさん(60代)は、ある日、信託銀行から連絡をもらい、80代の母親が遺言書を作成を希望しているのので協力してほしいと頼まれた。
見せられた遺産分割の提案書によると、母親の保有する財産は自宅(評価額5千万円)を含めて約1億3千万円。そのうちAさんを受取人に指定したのは5000万円のみ。残りの8800万円は、

「お母さまは」自分が「一」のことがあったら、弟さんがどうやって暮らした

中年二子一弟を溺愛する母親が財産のほとんどを弟に残そうとしている。大事な身内が後妻業もときに引かかってしまった……。
相続に詳しいファイナンシャルプランナーが言う。お金がかかる相続は二筋縄ではいかないことが多い。

採めそうな人ほど早くに対策をするに越したことはありません。ワケあり人生を送る人たちの相続対策は一見レアケースに思えるが、法的な知識など学ぶことは非常に多いです。
四つのケースから有効な相続対策を見ていきた

ケース1

「お母さまは」自分が「一」のことがあったら、弟さんがどうやって暮らした

ていられるのか、大変心配なきつている」という話を銀行員から聞き、Aさんは「さもありなん」と思ったという。しかし、もしこの先、母親が要介護状態になるようなことがあったら、世話をするのは自分だ。なのに受け取る遺産が弟の25分の1とは到底承服できない。「ぶっちゃけ相続(ダイヤモンド社)などの著書で知られる、川崎相統税理士法人統括代表社員、税理士の橋慶太さんは、Aさんに対して次のように助言する。「遺言の内容は母親が決めることで、誰も助けることはできない。しかし、この弟には、1億を超える遺産を相続しても、だまし取られたり、浪費してしまったりするリスクがある。Aさんは母親に『多額の財産でなく、財産を守る力を与えるのが本当の優しさじゃないの?』と意見してあげて

要らなくなったら遺産」といった姪の不機嫌な物言いは口にした。しかも、上の姪からはその後、マルチ商法の化粧品を買ってほしいという電話が何度もかかってきて閉口している。
Bさんの年金は月額20万円、銀行口座には6千万円を超える預金がある。しかし、身勝手に物欲しげな姪たちに財産を残す気には到底なれない。公務員時代から途上国の子どもを支援する特定非営利活動(NPO)法人に寄付を続けており、自分の死後にお金が残ったら、姪たちではなくそのNPO法人に渡したいと考えている。
遺産を寄付するには大きく二つの方法がある。一つは遺言を使った寄付、もう一つが遺言によらず、相続人が故人の遺志に基づいて寄付をする方法だ。二つ目の方法は、このケースだと相続人である姪

たちに約束を反故にされかねず、リスクが高い。Bさんのケースなら「NPOに全財産を寄付する」という遺言書を書き、その中で弁護士など信頼できる遺言執行者を指定しておくのが望ましい。ただし、遺言書があっても、相続人がNPOに対して遺留分を請求したり、「遺言は故人の遺志と異なる」として遺言書

の無効の中し立てをしたりする可能性もある。Bさんの場合は相続人が姓なので、遺留分の請求権はない。無効の中し立てをされないためには、遺言書は確実性が高い公正証書遺言(公証人が作成し、公証役場で保存される遺言)にし、さらに認知機能に問題がないという医師の診断書を取っておくとい

にしているのではないかと見ている。Cさんには50代の専業主婦の姉がいるが、Cさん一家も姉一家もコロナ禍で大幅に収入が減り、さらにこれから子どもの教育費もかかることから、縁の薄い父親の財産でも「もらえるものはもらいたい」のが本音という。それだけに気になるのが、愛人や婚外子の存在だ。父親が婚外子を認知したという話は聞いていない。しかし、母親によると、「以前愛人だった女性が幼児を連れてくるのを見かけたことがある」という。

家族の感情としては、愛人や婚外子には父親の遺産をどろどろ渡したくない。母親、姉、Cさんが方が一のときに父親の遺産をきっちり受け継ぐために、今からどんな対策が可能なのか。「仮に父親が亡くなった

りするようなことがあれば、Cさんたち法律上の家族は父親の財産を確認することができる。しかし、父親が健在なうちは勝手に調べるわけにはいかない」(橘さん)。逆に、父親のほうは家族に黙って愛人に生前贈与をすることも、遺言書を書いて財産を残すこともできてしまう。Cさんや母親が相続に

ケース3 艶福家の父には愛人や婚外子？

都内在住のパート女性 Cさん(40代)の父親は、

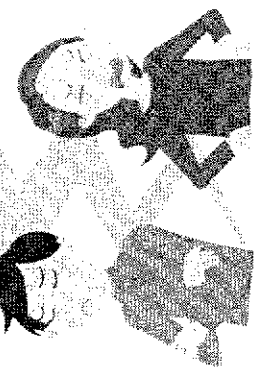
10年ほど前まで飲食店を経営していた羽振り良かった。ただ以前から自宅には寄り付かず、80代後半になる今も20歳近く年下の愛人と別宅で同居中だ。自宅には70代の母親が一人で暮らしている。父親は別宅のほかにも賃貸物件を保有し、株式投資で数千万円を動かしていると話していたことがあり、Cさんは、父親の総資産は恐らく数億円

と聞かされた。女性に不信感を抱くようになったのは、叔父を

ケース4 70代の叔父が後妻業の餌食に？

首都圏在住の男性会社員Dさん(50代)は一人っ子で、17歳違いの母方の叔父を兄のように慕ってきた。Dさんが中学生のころに母親を亡くしたこともあり、叔父はりさんの受験や就職に際してもあれこれと世話を焼いてくれた。Dさんはそんな叔父に恩義を感じ、独身の叔父が心臓病で入院したときに付き添ったり、入居し

た施設の保証人になったりしてきた。叔父はよく「自分には家族がないから、何かあったときにはお前に財産を受け取ってほしい」と話していた。叔父は大手企業の係会社で役員まで上り詰めており、1億円近い蓄えがあるようだ。5年前、その叔父から「結婚したい相手が見つかった」と60代の女性を紹介された。夫を亡くし飲食



店で働いていたその女性 は明るい性格で、初対面の印象は悪くなかった。

女性には社会人の息子がおり、婚姻届は出さず事実婚の形を取ることにし

たと聞かされた。女性に不信感を抱くようになったのは、叔父を

残して習い事や旅行に出かけることが多く、冗談交じりに「この人(叔父)

は私のお財布だから」と話すのを耳にしてからだ。叔父は昨年から車椅子生活になってしまったが、その後、女性から正式な結婚と息子の養子縁組を求められ困っているという。

生前贈与の仕組みが変わる!? 相続税と贈与税は見直しへ

昨年12月に公開された子克の「令和4年度税制改正大綱」では相続税と贈与税の見直しに関する具体策は示されず、議論は先送りされた格好になっている。

議論の行方や今後の相続対策について、タクトコンサルティング情報企画部長で、税理士の山崎信義さんに聞いた。予想される改正案は大きく二つあるという。一つは現行制度で2種類ある贈与税の課税方法(①暦年課税制度と②相続時精算課税制度)を、②に一本化する案だ。

①が贈与税の非課税枠(年間110万円)を活用した。毎年コツコツ贈与すれば、②は25

00万円までの生前贈与を非課税とし相続発生時に相続税の計算に取り込む。まとめて贈与。

①の廃止が議論される背景には、富裕層がこうした制度を利用して本来よりも低い税率で財産の移転を行うことを不公平とする考え方があ

もう一つは、相続発生前の一定期間に贈与された財産を相続税の課税対象とする、いわゆる「持ち戻し」の期間を拡大するものだ。現行の3年と

れる令和5年度税制改正大綱に盛り込まれたとしても、すぐに実施とはならず、1、2年の猶予期間が置かれることになる(山崎さん)。

こうした改正を踏まえ、今後はどんな相続対策が有効になるのか。

「生前贈与の税制上のメリットは確実に減る。さらに、一度に大きな額を贈与するともたらしたほうが無駄遣いするかもしれない。子どもや孫が本音に必要な資金を贈与することがポイントになる」(同)。

例えば、教育、結婚、子育て、住宅取得資金としてまとまった金額を渡す場合、条件を満たせば、教育資金は1500万円、結婚・子育て資金は1千万円、住宅取得資金は今年

省エネまたはバリアフリーの住宅が1千万円、それ以外が500万円まで非課税で贈与できる。

なお、特例は教育と結婚・子育てで2023年3月末、住宅取得資金は同年12月末が期限となっており、期限後には廃止や、継続でも内容改悪の可能性がある。

また、子どもや孫に対して必要なつと、生活費や教育費を渡す分には贈与税はかからない。子ども一家がコロナ禍で生活が苦しいというなら、財産の先渡しとして毎月生活費を援助するのも一つの方法だ。

ただし、子どもが親から受け取ったお金を緊急資金用に貯蓄したりすると、その貯蓄に対して課税される可能性があるの

は私のお財布だから」と話すのを耳にしてからだ。叔父は昨年から車椅子生活になってしまったが、その後、女性から正式な結婚と息子の養子縁組を求められ困っているという。

橘さんは、「この女性には悪質。Dさんは叔父に対して「叔父さんのことをお財布だと言ったよ」としつかり教えてあげたほうがいい」と話す。

その上で、結婚や女性の息子との養子縁組は回避すべきと助言する。

「結婚しないままなら、独身で親もない叔父の相続人は姉のひとり息子であるDさんだけとなり、Dさんが叔父の全財産を相続する形になる。叔父が女性にも少しお金を残したいと言おうのなら、例えば、財産の8割程度をDさんに、2割程度を女性に相続させるという遺言書を準備しておく手もあるライター・森田聡子